

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松南部地区(堤沢上・下・北)	令和4年3月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.29 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.18 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	3.54 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.72 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 h a
<p>（備考）門田第4地区として経営体育成基盤整備事業に取り組み、約39 h aについては集積が進んでいる。農地整備事業エリア以外の果樹地帯などのプランについて作成を行う。</p>	

2 対象地区の課題

<p>■人 ○畑地及び果樹地帯については、兼業農家が多い。 ○後継者不足が懸念されている。</p> <p>■農地 ○水田については、農地整備事業実施済で集積されているが、樹園地や畑地などは耕作者不足での荒廃化が懸念されている。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】 ○農地整備事業エリアについては、既に担い手への集積が進んでいる。 ○農地整備エリア以外の農地については、樹園地が多いことから、現在の耕作者がリタイヤを検討する場合には、隣接した農地の耕作者や農業委員会を通して新たな耕作者の確保を図ることとする。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地整備事業エリア以外の農地の管理について

○農地整備事業エリア以外の農地として、集落周辺の畑地や樹園地について、将来リタイヤ等で耕作が困難になった場合の対応策を検討していく。

② 農地貸借に係る方針

○農地整備事業エリアについては、農地中間管理機構による貸借を原則とするが、出し手と受け手の意向を尊重し、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を活用した貸借を併用する。

○樹園地については、リタイヤによる耕作不能が予測されたとしても、耕作方針や管理方法が異なるため、隣接の農地の耕作者の借受が困難であることから、条件に合った方への貸借を進めるとともに、貸借が難しい場合には荒廃化しないよう集落で管理方法については検討していく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。

○組織体制や保全活動については、中心経営体だけでなく、集落全体で可能な範囲で協力をいただき運営していく。

④ 新たな担い手の育成・確保

○後継者は複数名いるが、将来、現状維持や規模縮小の営農意向が多い。今後リタイヤ等で農地を手放す方が増加することが見込まれるため、集落内で新たな担い手の育成を検討していくとともに、新規就農者や他集落で樹園地の拡大意向希望者など新たな担い手の確保についても検討していく。

⑤ 獣害対策

○イノシシの被害が年々増加していることから、電気柵の設置など対策を強化していく。

○また、被害を受けた場所や被害を受けた農作物などをまとめ、被害マップなどの作成を検討していく。